

アスベスト対策連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 アスベスト(石綿)問題について、庁内及び関係機関間の情報共有と連携の強化を図り、効果的な対策を推進するため、「アスベスト対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、アスベスト対策に関する次の事項について、連絡調整を行う。

- (1) アスベストに関する実態把握に関すること
- (2) アスベストに関する相談に関すること
- (3) アスベスト対策に関する事業者等への指導及び啓発に関すること
- (4) その他必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる課所をもって構成する。

- 2 連絡会議に会長及び副会長を置き、会長は県民環境部長の職にある者を、副会長には環境局長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長が必要と認める場合は、新たな関係機関を連絡会議に追加することができる。
- 4 会長が必要と認める場合は、関係者に対し、オブザーバーとして連絡会議への出席を要請することができる。

(事務局)

第4条 連絡会議の事務局は、県民環境部環境局環境政策課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月5日から施行する。

別表

機関・部局名		課(室)名	所管分野
厚生労働省 愛媛労働局 労働基準部		監督課	労働安全衛生法等
愛 媛 県	総務部	総務管理課	本庁舎、地方局本庁舎等
		私学文書課	私立学校
		市町振興課	市町施設
	企画情報部	企画調整課	(主管課)
	県民環境部	県民生活課	(主管課)
		環境政策課	大気汚染防止法
		廃棄物対策課	廃棄物処理法
	保健福祉部	保健福祉課	健康危機管理、保健所所管
		健康増進課	健康相談対応
	経済労働部	産業政策課	(主管課)
		労政雇用課	労働行政
	農林水産部	農政課	(主管課)
	土木部	土木管理課	(主管課)
		土木管理課技術企画室	建設リサイクル法
		建築住宅課	建築基準法、民間大規模建築物、県営住宅
		建築住宅課営繕室	県有施設の設計図書調査
	公営企業管理局	総務課	県営発電所、県立病院
	教育委員会	教育総務課	(主管課)
		義務教育課	市町立学校
		高校教育課	県立学校
警察本部	会計課	警察関係施設	
松山市 環境部	環境指導課	松山市アスベスト対策連絡会議事務局	